

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成31年4月 宇都宮市

1 技能労務職員の給与等の状況

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給料・平均給与

区 分	宇 都 宮 市				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
清 掃 職 員	25 人	52.8 歳	324,276 円	391,524 円	廃棄物処理業従業員	45.8 歳	293,000 円
学 校 給 食 員	6 人	47.3 歳	320,067 円	351,121 円	調 理 士	43.0 歳	263,200 円
用 務 員	42 人	53.7 歳	319,526 円	359,983 円	用 務 員	55.6 歳	207,200 円
自 動 車 運 転 手	4 人	52.3 歳	340,225 円	394,586 円	自家用乗用自動車運転手	55.1 歳	226,700 円
そ の 他	42 人	51.0 歳	328,650 円	379,587 円	—	—	—
合 計	119 人	52.2 歳	324,467 円	374,245 円	—	—	—

【参考】

区 分	平均職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中 核 市 平 均	232 人	49.3 歳	331,027 円	392,477 円
指 定 都 市 平 均	1,072 人	49.8 歳	320,394 円	404,205 円

- *1 「平均給料月額」は、平成30年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- *2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。
- *3 民間のデータは、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）において公表されているデータを使用しています（平成27年～29年の3ヶ年平均）。
- *4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- *5 「その他」には、道路補修作業員や施設管理業務に従事する職員を含みます。
- *6 フルタイム再任用職員（16人）を含みます。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与

区分 年齢	清掃職員		学校給食員		用務員		自動車運転手		その他		合計	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
28歳～31歳												
32歳～35歳												
36歳～39歳												
40歳～43歳	1人	*****	1人	*****	2人	*****			2人	*****	6人	366,345円
44歳～47歳	6人	401,701円	3人	348,949円	7人	379,244円			15人	385,277円	31人	383,578円
48歳～51歳	4人	397,049円			8人	370,697円	3人	393,039円	7人	380,117円	22人	381,532円
52歳～55歳	4人	414,734円	2人	*****	7人	384,385円			9人	391,966円	22人	392,508円
56歳～59歳	6人	418,392円			9人	392,567円	1人	*****	6人	390,872円	22人	399,451円
60歳以上	4人	302,969円			9人	280,955円			3人	296,288円	16人	289,333円
合計	25人	391,524円	6人	351,121円	42人	359,983円	4人	394,586円	42人	379,587円	119人	374,245円

1 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、平均給与月額を「」で表示しています。

*2 年齢「60歳以上」に該当する16人は、フルタイム再任用職員です。

(3) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）

① 給料表

行政職給料表（一）を適用（3級制）

② 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給しています。

（※フルタイム再任用職員については、扶養手当、住居手当は支給対象外となります。）

なお、これらの手当のうち、特殊勤務手当については、以下のとおりです。

特殊勤務手当の名称	支給要件	基準	支給額
遺体処置手当	老人福祉施設収容者の遺体の納棺又は行旅死亡人の収容その他の処置に従事したとき	1体	6,000円
清掃業務手当	廃棄物の収集・処理、収集車・特殊自動車の運転、又は機械操作の作業に従事したとき	1日	900円
	計量検査業務に従事したとき	1日	150円
	公園内において、ごみの収集処理又は公衆便所の清掃作業に従事したとき	1日	500円
家畜伝染病防疫手当	家畜伝染病患畜の収容その他必要な措置又は処理に従事したとき	1日	400円
特殊自動車運転手当	特殊自動車を運転し、土木等の作業に従事したとき	1日	600円
特殊現場業務手当	溝渠、側溝等の補修又は清掃作業に従事したとき	1日	800円
	アスファルト等を使用して道路等の舗装・補修に従事したとき	1日	400～800円
	道路占用工事の現場において埋め戻し作業等の技術指導に従事したとき	1日	250円
	自動車整備士が道路上において、運行途中の故障車等の整備修理等に従事したとき	1日	200円

③ 昇給基準

毎年4月1日に、前1年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳以上は昇給停止）を標準として昇給することとしています。

2 基本的な考え方

本市においては、地方公務員法や地方公営企業法等の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう、国や他の地方公共団体、民間事業の従事者の給与等との均衡を図ることを基本としており、社会経済情勢や地域に特有の事情等を踏まえながら、給与制度をはじめ各種勤務条件の適正化の確保に努めています。

今般、地方分権への取り組みが本格化し、地方公共団体の自主性や自律性がより強く求められている中、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、健全で安定した行財政基盤の確立が必要であり、給与制度においても、公務能率の向上に努めながら、市民の皆様の理解が得られるよう、今後も、適正な給与水準の確保に努めます。

3 給与制度の具体的な取組内容

本市においては、平成17年3月、技能労務職員の人事管理制度を大幅に見直し、給料表や初任給基準、昇格基準等の改正を行うなど、給与制度の適正化に取り組んできました。

また、平成18年4月には、年功的な給与上昇の抑制等を柱とした給与構造改革を実施し、給料水準を平均で4.8%引き下げたほか、昇給・昇格制度の改正を行い、職務・職責に応じた給与構造への転換を図り、平成27年4月には、地域間・世代間の給与配分の見直し等を柱とした給与制度の総合的見直しを実施し、給料水準を平均2%引き下げました。

諸手当についても、平成18年度の作業監督手当の廃止、平成19年度の変則勤務手当の一部廃止、平成20年度の特別勤務手当の一部廃止、平成27年度の社会福祉業務手当、変則勤務手当の廃止及び清掃業務手当の日額化など、社会環境の変化を踏まえながら、適宜、特殊勤務手当の見直しを進めるとともに、平成19年10月には、在職中の職務貢献度をよりの確に反映した退職手当制度の導入などに取り組みました。

さらに、地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする」とされたことから、平成29年度より、その評価結果の勤勉手当への反映を開始しました。今後も、これまで同様、給与制度の適正化に努めてまいります。

4 その他

本市の技能労務職員につきましては、平成10年度から退職不補充とし、新規の採用を見送っています。また、平成15年8月には、「外部委託の推進に係る指針」を策定し、外部委託や民営化を積極的に推進するとともに、技能労務職から行政職への任用換えにも取り組んできました。

これらの取り組みにより、技能労務職の職員数は、平成10年度の1,051名から平成30年度の128名（うち、フルタイム再任用職員16名）へと、2割以下に減少しております。

今後も、技能労務職員の退職不補充を継続するとともに、行政と市民・企業の役割分担を明確化した上で、民間活力を活用したほうが高い費用対効果を発揮する事業や施設の管理運営等については、民営化や外部委託、指定管理者制度の導入などを積極的に推進していきます。

さらに、少子高齢化や人口減少時代の到来などに伴い、行政需要がますます複雑・多様化する中、最小の資源で最大の効果が得られるよう、価値の高い市民サービスの効率的かつ効果的な提供、新たな行政課題への迅速かつ柔軟な対応、市民との協働によるまちづくりの実現などを可能とする執行体制の整備を図りながら、組織の整備及び定員の適正化に努めていきます。